

## 経済危機対策事業（中小企業支援策）の実施について

### 1 目 的

現下の急速に悪化する経済情勢において、売上の低迷等により、厳しい資金繰り状況に置かれている中小・零細企業を支援するため、緊急対策として以下の中小企業支援策を追加実施する。

### 2 事業の内容等

#### (1) 特別金融相談窓口事業

資金繰りで苦慮している中小企業者の資金面での相談体制を強化するため、中小企業支援センターにおいて、専門家による金融相談専門の相談日を新たに設ける。(要予約)

##### ① 対象者

市内の中小企業者

##### ② 相談日及び相談時間（常設の相談日である火・木・金曜日以外で実施。）

ア 月曜日：10：00～16：00

イ 水曜日：13：00～19：00

#### (2) 緊急経営支援アドバイザー派遣事業

資金繰りで苦慮している中小企業者及び受注量の急激な落ち込みによりコスト削減や製品の高付加価値化等が喫緊の課題になっている自動車部品を製造する中小企業者の経営改善を支援するため、中小企業支援センターにおいて実施している各分野（税務、資金、販売促進、ICT、新商品開発など）における無料の専門家の派遣回数を拡大する。

##### ① 対象者

ア 本市が緊急保証（セーフティネット保証）の対象者として認定を行った中小企業者

イ 輸送用機械器具製造業を営む中小企業者

##### ② 派遣回数の拡大

現行の1回→最大5回

### 3 実施期間

平成 21 年 (2009 年) 1 月 19 日 (月) ～平成 21 年 (2009 年) 3 月 31 日 (火)